
男女共同参画に関する基本的事項

目 次

1．男女共同参画社会と関連する法令などについて	2
2．有識者の見解	8
3．トピックス	10

男女共同参画社会とは

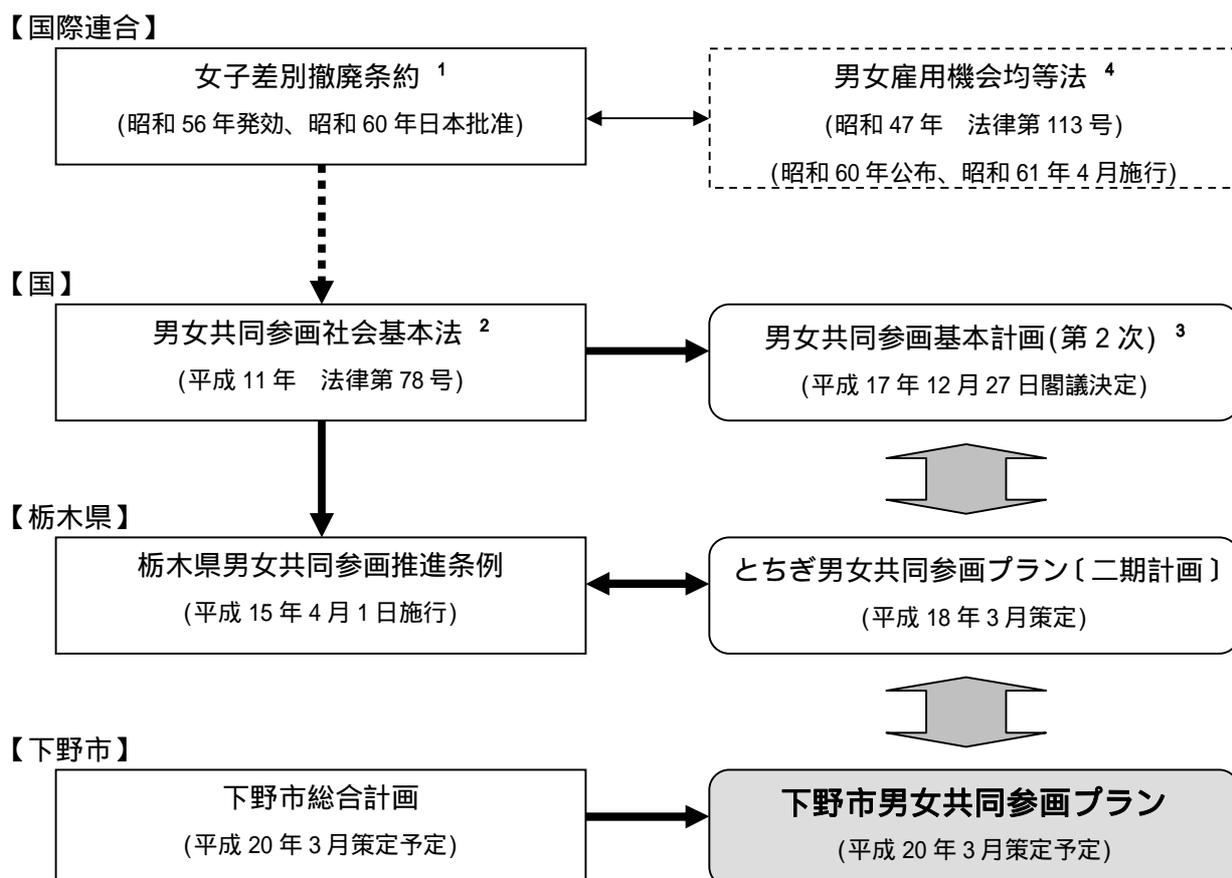
男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。

(男女共同参画社会基本法第2条)

1. 男女共同参画社会と関連する法令などについて

(1) 「下野市男女共同参画プラン」の位置づけ

「下野市男女共同参画プラン」策定の背景としての、法令などの整備状況の関係をまとめると、概ね次のようになっています。



その他男女共同参画に関係する主な法律など

- ・ 育児・介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)⁵
- ・ DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)⁶
- ・ 労働基準法
- ・ パートタイム労働法(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)
- ・ 労働者派遣法(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業状況の整備等に関する法律)
- ・ 次世代育成支援対策推進法
- ・ 少子化社会対策基本法
- ・ 母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法
- ・ 児童虐待の防止等に関する法律
- ・ 母子保健法
- ・ 児童買春、児童ポルノ防止法(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律)
- ・ ストーカー規制法(ストーカー行為等の規制に関する法律)
- …など

(2) 関係法令などの解説

「下野市男女共同参画プラン」策定にあたり特に重要と思われる法令などを、次に解説します。(P2の¹⁻⁶を対象としています。)

女子差別撤廃条約

【背景】

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の略。

1979年(昭和54年)国連総会において採択されました。条約は、政治・経済・社会・文化・その他あらゆる分野における性差別の撤廃を目指し、性別役割分担の見直しを強く打ち出しています。

1980年(昭和55年)コペンハーゲンで開かれた国際婦人の十年中間年世界会議で署名され、翌1981年(昭和56年)発効。日本も署名しましたが、批准するためには条約の基準に達していない国内法の改正が必要でした。

日本は、1984年(昭和59年)の国籍法改正、1985年(昭和60年)の男女雇用機会均等法の制定、家庭科の男女共修化等の国内法を整備し、1985年(昭和60年)に批准しています。

【内容】

女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するため、締結国は以下を約束します。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

男女共同参画社会基本法

【背景】

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきましたが、なお一層の努力が必要とされています。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっています。

このような中、この法律は平成 11 年 6 月に公布・施行され、「女性も男性も互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会」を実現することを、国の重要課題として位置づけたものです。

【内容】

男女共同参画基本法は、次の 5 つの基本理念を掲げ、国や地方公共団体及び国民、それぞれの責務明らかにしています。

5 つ の 基 本 理 念

男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動ができるようにする必要があります。

国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組む必要があります。

国、地方公共団体及び国民の責務

国の責務

- ・基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- ・積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

地方公共団体の責務

- ・基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む
- ・地域の特性を生かした施策の展開

国民の責務

- ・男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

本計画を実効性あるものとして推進していくために男女共同参画会議は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について、各分野の専門家の知見を活用しつつ、監視を行っています。

また、内閣府では、地方公共団体に対し、男女共同参画社会基本法に基づく都道府県及び市町村男女共同参画計画の策定に当たって情報提供を行っています。

資料：内閣府男女共同参画局『男女共同参画社会の実現を目指して』2006.10

男女共同参画基本計画(第2次)

【背景】

男女共同参画社会基本法に基づく基本計画として、平成17年12月27日に男女共同参画基本計画(第2次)が閣議決定されました。

【内容】

第2次基本計画では、12の重点分野を掲げ、それぞれについて、平成32年までを見通した施策の基本的方向と平成22年度末までに実施する具体的施策内容を示しています。

12の重要分野

- 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立
- 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
- 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
- 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 生涯を通じた女性の健康支援
- メディアにおける男女共同参画の推進
- 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
- 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進(科学技術/防災(災害復興を含む)/地域おこし、まちづくり、観光/環境)

男女雇用機会均等法

【背景】

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の略。

1985年（昭和60年）5月成立の男女雇用機会均等法は、女子差別撤廃条約批准にむけて制定されたものです。制定時には「女子労働者の福祉増進」の意味合いが強かったものが、1997年（平成9年）の改正（1999年（平成11年）4月施行）によってはじめて、「雇用の場における男女平等を確保する法律」としてスタートしたといわれています。

最近では、2006年（平成18年）6月21日に、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠等を理由とする不利益扱いの禁止等を定めるため一部改正され、2007年（平成19年）4月1日から施行されます。

【内容】

憲法14条が保障する法の下での男女平等を雇用の分野で具体化する法律で、女性労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることを基本理念として掲げています。

ポイントは以下の通りです。

- ◇ 雇用管理の各ステージにおける女性に対する差別の禁止
 - ・ 募集・採用、配置・昇進・教育訓練、一定の福利厚生、定年・退職・解雇について、女性に対する差別を禁止
- ◇ 妊娠・出産を理由とする解雇等の禁止
 - ・ 婚姻、妊娠、出産を退職理由とする定めを禁止
 - ・ 婚姻、妊娠、出産、産休取得したことを理由とする解雇を禁止
- ◇ 女性のみ・女性優遇に関する特例
 - ・ 女性のみを対象とした取扱いや女性を優遇する取扱いを原則として禁止する一方、雇用の場で男女労働者間に事実上生じている格差を解消することを目的として行う措置は違法でない旨を規定

育児・介護休業法

【背景】

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年 法律76号）の略。

次世代育成支援を進めていく上でも大きな課題となっている育児や介護を行う労働者の仕事と家庭との両立をより一層推進するために、育児・介護休業法が改正されています。（施行は平成17年4月1日）

【内容】

育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて我が国の経済及び社会の発展に資することを目的とします。

育児休業制度では、労働者は、申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間、育児休業をすることができます。(一定の範囲の期間雇用者も対象となります)

介護休業制度では、労働者は、申し出ることにより、要介護状態にある対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態ごとに1回の介護休業をすることができます(一定の範囲の期間雇用者も対象となります)。

DV 防止法

【背景】

DV 防止法は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成 13 年法律第 31 号)の通称で、平成 13 年 10 月に施行されました。

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われて来ませんでした。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。配偶者から受ける、主に「身体的暴力」に対して適用されます。

【内容】

この法律は、これまで個人や家庭内の問題としてとらえられ、放置されがちであった配偶者間の暴力を「犯罪」であると改めて規定しました。ポイントは、加害者に対する接近禁止命令と退去命令が出せること、違反した際の罰則規定を設けたことです。

そのほか、暴力発見者の通報の努力義務が定められ、国や都道府県、警察、裁判所による被害者保護と暴力発生防止のための措置を明確にしています。

2. 有識者の見解

「男女共同参画社会の推進」に向けて、有識者の見解を参考にすることは有意義であるといえます。以下に、有識者の著書及び見解を紹介します。

大沢真理

東京大学社会科学研究所教授

東京大学男女共同参画推進委員会委員，同基本計画策定専門委員会座長

『男女共同参画社会をつくる』日本放送出版協会，2002.9

『ユニバーサル・サービスのデザイン（新しい自治体の設計6）』有斐閣，2004.3

【内容】

日本社会は、デフレと少子高齢化の二つの悪循環を深めている。景気状況のらせん状の低迷（デフレ・スパイラル）及び出生率が低下し公営化が加速するという二つのスパイラルのいずれにおいても、媒介項になっているのは「不安」である。「不安」解消し、悪循環を好循環に転換するために、社会政策システムを「両立支援」型に組みかえることを通じて、男女共同参画社会をつくるのがカギになる（『男女共同参画社会をつくる』はじめに より抜粋）

上野千鶴子

東京大学大学院人文社会系研究科教授

『バックラッシュ！』双風舎，2006.7

【内容】

「男女共同参画社会は、新自由主義的なベクトルとフェミニズムとの妥協の産物だ」というのは、100%正しいと思います。行政フェミニズムがネオリベのもとに抱き込まれ、それに翼賛していった人たちがいます。フェミニズムが乗合船だったときにはよくわからなかったけれど、女のなかで分極化が起こってくると、立場の違いがはっきりわかってくる。ネオリベ政権には、女の市場労働かによる利益がありました。つまり、女に「もっと働け」というわけです。グローバル市場化のなかで、女にもっと都合のいい労働力になってほしい、と。

こうして新自由主義のなかで勝ち組になっていった女への反感が、世の中に根強く登場します。すると、先ほどのエコロジーの話と結びつくのですが、そういう新自由主義的なサクセスに対して、負け組の依拠する文化的なシンボルは、ズバリ家族共同体です。だから、バックラッシュ派はいろいろなところでモグラたたきのように別の顔をしてあらわれるけれど、彼らの根っこにあるのは家族と共同体の価値、それがキーワードだと思います。（『バックラッシュ』より抜粋）

伊藤公雄

京都大学大学院教授

基本問題専門調査会委員

『「男女共同参画」が問いかけるもの』インパクト出版会，2003.8

【内容】

実は、男女共同参画社会の形成は、少子高齢社会に備えるための重要な対応策なのです。戦後の「男は仕事、女は家庭」の性別分業の仕組みのなかで、社会をさせてきたのは主に男性でした。すでに述べたように、日本社会では女性の社会参加が不十分だったのです。女性の社会参加が広がれば、社会を支える人間の数は増えることになります。少子・高齢社会だからこそ、これからは、男女で社会を支える仕組みが必要なのです。

(中略)

男女がともに社会参加する社会を作るためには前提条件があります。男女ともに仕事と家庭が両立できる仕組みを作るといことです。なかでも、一番の問題は、労働時間です。男女ともに短い労働時間で生産性を上げ、男女ともに、家庭や地域での生活が十分に送れるような社会を作る必要があるのです。(『「男女共同参画」が問いかけるもの』はじめに より抜粋)

鹿島敬

実践女子大学教授

男女共同参画会議議員

『男女共同参画の時代』岩波書店，2003.12

【内容】

夫婦とか家族のありようは、経済によって規定されてきた側面がある。夫が外で働き、妻が家を守るという性別役割分業も、長時間労働で下支えさせた高度経済成長期には、それなりに同理性があった。だが、不況の暗雲から長い間脱しきれないでいる今は、企業も家族全員を養うに足る賃金は支給できない。それゆえ夫婦も、リスク分散のためにもともに働くという道を選択するようになる。

(中略)

経済の変化が速度を増し、新たなライフスタイルが登場すれば、男女間の新たなルール作りが必要になる。旧来型の企業経営のあり方、社会の制度、慣行などの見直し作業も行われなければならない。男女共同参画社会の形成の名の下に進められる一連の改革、施策の展開の背景には、そのような時代の要請が潜んでいる。そして、だからこそ、同社会の形成は「二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題」なのである。(『男女共同参画の時代』はじめにより抜粋)

3. トピックス

「男女共同参画社会」の推進にあたっては、近年の動向にも注目する必要があります。

ここでは、男女共同参画に関する、最近の新聞記事などを「トピックス」として紹介します。

【地域ぐるみの母親支援】

【母親へ】来年度「こんにちは赤ちゃん事業」スタート

2006/11/19, 産経新聞 東京朝刊

ママを支援する「家庭訪問」

児童虐待が相次ぐなか、来年度、生後 4 カ月までの乳児がいる家庭に専門スタッフを派遣し、育児不安解消に向けたアドバイスをする「こんにちは赤ちゃん事業」が始まる。子育てによる親のストレスを把握したうえで必要なサービスを提供していくのが狙いで、妊婦の 6 割からは「訪問日時を希望できるなど条件次第だが、賛成できる」とおおむね歓迎する声があがっている。(竹中文)

自治体が主導

「こんにちは赤ちゃん事業」の実施主となるのは各市区町村で、国が費用の一部を補助する。厚生労働省は関係予算を平成 19 年度予算の概算要求に盛り込む予定だ。

対象となるのは、自治体による健康診断の受診前にあたる生後 4 カ月に満たない乳児がいる家庭。子育て経験者や児童委員などで構成する「訪問スタッフ」が家を訪ね、予防接種や乳児検診の受診を勧めるなど育児に関する情報提供を行うほか、養育環境の把握にも努めるといふ。

訪問の対象となる現在妊娠中の女性は、この事業をどのように受け止めているのだろうか。

ベビー用品の「コンビ」が 9 月上旬に妊婦 750 人を対象にアンケートを実施したところ、63%が「条件次第で（事業に）賛成」と回答した。このうち「訪問日時を指定できるようにしてほしい」が 81%、「強制ではなく任意にほしい」という意見が 49%を占めた。

こうした意見に対して厚労省は「まだ詳細は決まっていないが、たとえば訪問前に電話連絡を行って訪問日時の確認をするなどして、訪問先の家庭に『詮索（せんさく）されるのではないか』などという不安が生じないように配慮するという方法が考えられる」としている。

拒否に工夫も

来年度の全国実施に先行して、家庭訪問をすでに実施している市区町村もある。こうした自治体は、個人情報保護に過敏になっている訪問先に拒否された際の対応に工夫を重ねている。

保護者から拒否されたときに「『元気なお顔だけでも拝見させてください』と頼み、訪問実現にいたったケースもある。頼み方を工夫すれば受け入れてもらえる」というのは千代田保健所（東京都千代田区）の保健師、山崎由佳さん。同区は平成 17 年度から生後 3、4 カ月健診受診前の乳児がいる全世帯を対象に保健師による家庭訪問を行っている。児童虐待の問題が大きくなり、これを予防するために始めたという。

同区に住む生後 4 カ月の二女の母、埴（はにわ）寛子さん(32)は「夜泣きや長女とのかかわり方の相談に乗ってもらい、気持ちが楽になった」と、訪問制度を評価している。

また、「電話で断られても、『近くまで来たので...』とさりげなく立ち寄り、うまくいったケースがありました。家の中の状況に対するアドバイスをするためにも玄関先だけでも入れていただきたい」と話すのは神戸市役所の職員だ。同市では 17 年度から、第 1 子だけだった新生児訪問を第 2 子以降にも拡大した。

愛知県豊田市では今年度から、一部の地域で、生後 3 カ月までの第 1 子がいる家庭を訪問する「おめでとう訪問」を始めた。訪問員は昨年、市の養成講座を受講した 18 人の母子保健推進員だ。同市は「訪問員を増やし、22 年度には（3 カ月までの乳児がいる）全家庭訪問実施を実現したい」としている。

増える児童虐待が背景

厚生労働省が「こんにちは赤ちゃん事業」を実施する背景には児童虐待相談件数の増加がある。同省によると児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は平成 17 年度は 3 万 4472 件で、統計を取り始めた 2 年度の約 30 倍に。児童虐待防止法施行前の 11 年度と比べ約 3 倍になった。

17 年度の内訳は、身体的虐待が 43%で最多に。ネグレクト（養育放棄・怠慢）が 38%、心理的虐待が 17%と続いた。虐待者は実母が 61%で最も多く、次いで実父が 23%だった。

また、16 年に虐待で死亡した子供 58 人のうち、0 歳児が 24 人で全体の約 41%、3 歳児までが 45 人で 78%を占めた。

同省総務課虐待防止対策室の来生（きすぎ）奈巳子（なみこ）さんは「子供の虐待に関する相談件数は右肩上がり。親のストレス解消は社会全体で早急に解決すべき重要な課題」としている。

【父親の子育て参加】

安心できる！子育てセミナー：父母対象に - - 3日、中央区 / 大阪

2006/12/01, 毎日新聞 地方版

子育て中の父親と母親を対象にした「分かり合えば助け合える 安心できる！子育てセミナー」が3日、大阪府中央区のドーンセンター（府立女性総合センター）で開かれる。主催するNPO法人「関西こども文化協会」は「母親が子育ての責任を一人で背負い込まないように、一番身近な父親ももっと子育てにかかわるきっかけになれば」としている。セミナーは、子どもや家族に関する調査研究をする「ベネッセ次世代育成研究所」の後藤憲子研究員が、同研究所が実施した父親の子育てに対する意識調査結果を報告。神戸常盤短期大学講師の小崎恭弘さんが「助け合える子育てとは」と題して講演し、ワークシートを使って父親と母親が互いの理解を深めるワークショップをする。

就学前の子どもの両親だけでなく、これから子育てをする人も参加可能。申し込みは同協会（06・6460・1621）へ。【山根真紀】

【仕事と子育て】

仕事と子育て両立支援します / 病後児保育にも対応 / 1月からマッチング事業 / アイラインがNPO法人 / 宇都宮市

2006/10/18, 下野新聞

製造系総合人材サービスのアイライン（宇都宮市東築瀬一丁目、井上守社長）が設立から運営まで全面的に支援する特定非営利活動法人（NPO 法人）「仕事と子育て両立支援センター」（宇都宮市峰一丁目）が、17日までに設立された。来年1月から事業を開始する。子育て中の女性と、病後児保育にも対応できる看護師や保育士の資格を持つ保育サポーターとのマッチングを低料金で行うほか、キャリアカウンセリングも行い、女性の就労や職場復帰を支援していく。

同センターは先月下旬、県の認証を受けて設立された。アイラインはセンターの代表理事に関連会社のアイラインキャリアアシストから青木昌江取締役を起用したほか、当面の設立・運営資金として300万円を寄付した。

アイラインは女性の就労支援のための社内プロジェクトチームなどの調査から、仕事と子育ての両立を困難にする一因として、病気の回復期にあるものの、保育所や幼稚園での集団保育が困難な場合や、医療施設での看護までは必要としないが、安静にして様子を見る必要がある時期の子どもを保育する「病後児保育」のインフラ不足が大きいと判断。地域貢献と「企業の子育て支援はコストではなく、将来への投資」（荻野夏子女性就業支援プロジェクト室長）との観点から、同センター設立準備を進めてきた。

マッチング事業は2時間1,250円からの料金で、原則として女性の自宅や保育サポータ

一宅で病後児保育や一般的な託児サービスを行うほか、小学校と自宅間の送迎などにも対応する。保育サポーターへの支払いにはチケット制を導入し、企業の福利厚生制度としても利用しやすく、子どもからの手渡しも容易にする。

当面は宇都宮市内とその周辺の地域で事業を行い、将来は全県への拡大を目指す。現在、有資格者や育児経験のある保育サポーターを募集中。

同センター理事も務める荻野室長は「病後児保育の不足や学童保育のバンク状態で、働く子育て中の女性はいつも困っている。負担軽減が緊急課題であり、日常的に利用可能な料金を設定しつつ、継続可能なビジネスモデルとなるよう、取り組みたい」と話している。

【主婦パワー、NPO】

守れ子どもの命 / 集団下校サポート / 今市第二小、来月から / 住民が「お迎え」代行 / 無料、保護者の負担軽減

2006/01/22, 下野新聞

今市市の女児殺害事件を受け、今市第二小は25日、主婦や地域住民が付き添い当番を無料で代行する「お迎えサポート」を発足させる。**急な用事で児童を迎えに行けない付き添い当番の“代打”を務めることで、保護者の負担を減らすことが目的だ。**同校は「学区内の住民の皆さんに協力してもらい、子どもを守る取り組みを風化させず長続きさせたい」としている。

同校など同市内の大半の小学校は、昨年の事件発生以降「子どもを1人にさせない」ために、児童の集団下校に保護者が当番で付き添う対策を始めた。

だが、長期間にわたる付き添い活動に、保護者の負担が懸念されていた。同校によると、付き添い当番を1年間続けると、1人の保護者の受け持ち数は約30回という。

そこで同校は、急用などの際に、付き添い当番を交代できるメンバー「お迎えサポート」を考案。学区内の住民や保護者に募ったところ、**高齢者や専業主婦ら50人を超える申し込みがあった。**学区内に商業地を抱えることもあり、自営業者の協力も多く得られたという。

付き添いに行けなくなった保護者は、同校が作成するメンバーの顔写真や連絡先が入った名簿をみて、メンバーに代役を直接頼むシステムだ。メンバーは、25日に同校で開かれるPTAの会合で保護者に紹介される。活動開始は二月になる見通し。

同市内では特定非営利活動法人(NPO法人)運営の「ファミリーサポートセンターいまいち」が、有料で付き添い当番を代行するサービスを始めているが、地域住民が無料でサポートする態勢は初めてで、県内でも珍しいという。

同校の和田須満子校長は「子どもを守るのは当然。だが結果的に増える保護者の負担がとても気になっていた。このサポートは『ご近所付き合い』の延長にある。地域力を高めて、犯罪抑止につなげたい」としている。

【男性の家事参加】

男女共同参画推進へ / 事業参加者に「地域通貨」 / 浦添市 / 男性に家事参加訴え

2006/12/07, 琉球新報朝刊

【浦添】浦添市は一日、地域通貨「察度」の実証実験を開始するオープニングイベントを同市役所で開いた。地域通貨は市内で使用できる割引券のようなもので、市が取り組む男女共同参画事業の講座やセミナーに参加するともらえる。同通貨は市内の飲食店などの協賛事業所で支払いの一部として使用できる。同日は実証実験の開始に伴い、同事業の一環として「一皿から広がる新しい関係」をテーマに毎週水曜日に男性の買い物や料理などの家事を促進するメンズキッチンデーもスタートした。

イベント会場では市役所の男性職員はおそろいのメンズキッチンデーエプロンで参加。儀間光男市長は「行政、市民、事業所が一体となって、男女共同参画で街づくりに取り組みたい。市民の方々には住民基本台帳カードを作って、さまざまなセミナーなどに参加してほしい」とあいさつした。

メンズキッチンデーの発案者、NPO法人ライフサポートてだこの松本哲治代表は「率先してこの活動を押し進めていきたい」と宣言した。

その後、儀間市長をはじめとする各部の部長は料理に挑戦。手慣れた様子やぎこちない手つきでチンジャオロースを作り、同事業をPRした。

イベントに参加した前門衛左（えいすけ）さん（七四）は「水曜日に限らず妻に料理を作ってあげたい。事業のセミナーに参加し、ポイントを活用していきたい」と話した。

実証実験は〇七年二月まで。会場では住基カードの発行や、地域通貨を受け入れる協賛事業所がパネルで紹介された。

【熟年離婚】

離婚時の年金分割 夫への妻の貢献認める

2006/11/21, 産経新聞 大阪夕刊

離婚に際し、年金分割が来春から可能となった。制度のしくみを詳しく知っておきたい。

離婚した場合、配偶者が将来受給する年金を分割して受け取れる「年金分割制度」が来年4月からスタートします。これは婚姻期間中の厚生年金の保険料納付の記録が夫婦で分割され、たとえば専業主婦である妻も保険料を納めたものとして受給権があるとする制度です。夫が保険料を納め続けてきたことに妻の貢献があったことを認めたものといえます。

分割の対象となるのは、図に示した通り、厚生年金の報酬比例部分に限られ、基礎年金（国民年金）は対象となりません。専業主婦の場合、夫の厚生年金（報酬比例部分）を最大半分まで受け取れますが、案分割合が自動的に決まるというのではなく、離婚後2年

以内に当事者で話し合って合意するか、合意がまとまらないときは家庭裁判所によって決められます。専業主婦にとって、離婚後の老後保障を充実させる上で、1歩前進だと評価されています。

ただ、この制度はサラリーマン、すなわち厚生年金に関することで、自営業の妻の場合は年金分割には関係なく、また、夫婦とも厚生年金に加入していた場合は、2人の厚生年金を足して2で割った金額までの分割ができ、その場合も基礎年金は分割の対象とならず双方に支給されます。

ところで、来年4月からスタートする年金分割制度と、平成20年度からの制度の違いがまぎらわしく、誤解が生じがちのようです。20年度からの年金分割については、当事者の合意がなくても自動的に半分ずつ分割されますが、20年4月以降の結婚期間に対応する年金だけが対象で、それまでの婚姻期間は対象外である点に注意が必要です。

ここ数年、離婚件数が減少しているのは、年金分割待ちの妻が離婚を先送りしているからと指摘されていますが、これは嵐の前の静けさで、団塊世代などの熟年離婚が来春から急増するといわれたりもしています。

留意すべきことは年金分割のデメリットです。それは平均寿命に関係があり、女性の場合は約86歳で、男性より10年ほど長生きです。そのため、男性が先に亡くなると、遺族年金が支給されますが、それは夫の厚生年金の4分の3が基本で、離婚による年金分割より有利です。

また、国の財政面からみると、離婚した女性の生活保護受給増加の歯止めとなり、遺族年金を支払うことがなくなるなど、まさに熟年離婚の年金分割は、国の保障に頼らず、自分たちで痛み分けをする形になります。

社会保険庁は今年10月から50歳以上を対象に、離婚した場合に受け取れる年金の見込み額を事前に試算するサービスを始めました。夫婦のどちらかが請求した場合でも、相手に知られないように見込み額を知ることができる配慮がなされています。

(生活経済研究所代表 有田敬三)

女房と鍋釜は古いほど良い

長年連れ添うほど、なくてはならぬものとなる。熟年離婚、冷静に。